

特定重大事故等対処施設への立入等について

特定重大事故等対処施設の立入等の検討課題について前回行った面談の宿題事項について面談を行う。

1 核物質防護関連施設との取扱いの違い

関連法令、社内規定、運用の比較

2 立入等の対象者

立地自治体及び周辺自治体

規制機関（原子力規制庁職員、IAEA職員等）

治安機関（警察庁（県警）職員、自衛隊等）

消防機関 等

3 その他

以 上